

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和3年7～8月分】

- ・ 小型機船底びき網漁業
- ・ ごち網漁業
- ・ 小型まき網漁業
- ・ 刺し網漁業
- ・ 流し刺し網漁業
- ・ たこ壺漁業
- ・ かご漁業
- ・ まきえ釣漁業
- ・ 船舶を使用する潜水器漁業
- ・ あわび漁業

第1 小型機船底びき網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種えびこぎ網	備後地区（別記1のとおり）	1月1日から12月31日まで	※	5トン未満	1	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

※ 令和2年農林水産省告示第2230号の規定により48キロワット（15馬力）以下

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

えびこぎ網漁業

ア 別記2（別表第2の小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項）の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

ウ 14メートル以上のビームを使用してはならない。

エ ビームと手木（手木がない場合は袖網の袖口）との間を6メートル以上離してはならない。

オ ビームと手木は、直結してはならない。

カ ビームが、操業中に海底をかく役目をするものであってはならない。

キ 沈子網のほかにオドシを取りつけてはならない。

ク 曳網（又網）は、ビームと連結しなければならない。

ケ 浮子網（上網）は、ビームにかぶさってはならない。

コ 手木の部分の高さ又は袖網の袖口（沈子網から浮子網までの高さをいう。）は1メートル以下でなければならない。

別記1（操業区域・備後地区）

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）

カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記2（別表第2・小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項）

1 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オを順次結んだ2直線，オ・カを福山市仙酔島及び同市つつじ島の東回りに距岸500メートルで結んだ線，カ・キを結んだ直線，キ・クを距岸（同市津軽島及び同市玉津島を含む。）500メートルで結んだ線，ク・ケを結んだ直線，ケ・コを同市内海町田島及び同町横島の南回りに距岸500メートルで結んだ線，コ・サ・シ・スを順次結んだ3直線，ス・セを尾道市百島の西回りに距岸500メートルで結んだ線，セ・ソを結んだ直線，ソ・タを同市向島町向島の南回りに距岸（同町上江府島及び同町下江府島を含む。）500メートルで結んだ線，タ・チ・ツ・テ・トを順次結んだ4直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域

ア 三原市と竹原市との最大高潮時海岸線における境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 福山市箕島町箕島沖埋立地の船だまりの南西角から護岸沿い南東へ1,270メートルの点

エ 福山市田尻町と同市鞆町との最大高潮時海岸線における境界から岡山県問島の高を見通す線上1,500メートルの点

オ 福山市鞆町原漁港南側埋立地護岸南端（付け根）から護岸沿い北東へ36メートルの点（護岸曲り角）から同市箕島町箕島沖埋立地南角を見通す線と同市仙酔島距岸500メートルの線との交点

カ 福山市仙酔島島の口岬鼻から同市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線と距岸500メートルの線との交点

キ 福山市鞆港東側防波堤突端から同市鴻の石灯標を見通す線と距岸500メートルの線との交点

ク 福山市沼隈町阿伏兎観音突端から香川県円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点

ケ 福山市内海町田島南東端から香川県円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点

コ サから愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点

サ 福山市内海町横島南西端

シ 福山市内海町当木島北端

ス 尾道市百島彦崎からシを見通す線と距岸500メートルの線との交点

セ 尾道市百島女男石鼻から同市向東町女法崎を見通す線と距岸500メートルの線との交点

ソ 尾道市向東町女法崎から同市百島女男石鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点

タ 尾道市向島町観音崎から同市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点

チ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻から同市向島町観音崎を見通す線上500メートルの点

ツ 尾道市因島三庄町白滝鼻からシを見通す線上500メートルの点

テ 尾道市因島三庄町地蔵ヶ鼻東端からトを見通す線上 500 メートルの点
ト 愛媛県百貫島の高

2 大竹市阿多田島（同市猪子島を含む。）、同市白石（一ツ石）、呉市倉橋町白石（三ツ石）、同市情島、同市下蒲刈町下黒島、同町上黒島、同市豊浜町白石（二ツ石）、福山市内海町当木島、同市走島（同市加治屋島を含む。）、同市宇治島、同市袴島の距岸 500 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに尾道市向東町加島の距岸 200 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1 の海域を除く。

第2 ごち網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうローラーごち網	安芸地区（別記1のとおり）	4月1日から翌年3月31日まで	48キロワット（15馬力）以下	5トン未満	1	安芸地区に住所又は漁漁の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

ア 別記2（別表第2のごち網漁業のうち1そうローラーごち網漁業の項）の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別記3（別表第3のごち網漁業のうち1そうローラーごち網漁業の項）の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

ウ 愛媛県への当該入漁許可を受けている者にあつては、網目は3.5寸（10.6センチメートル）以上のものでなければならない。

別記1（操業区域・安芸地区）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ5直線以西の広島県海面

ア 呉市広町下猫崎

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端

エ 呉市蒲刈町黒鼻

オ 呉市豊浜町斎島西端

カ 愛媛県小安居島北端

別記2（別表第2・ごち網漁業のうち1そうローラーごち網漁業の項）

1 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オを順次結んだ2直線，カ・キ・クを順次結んだ2直線，ク・ケを距岸300メートルで結んだ線，ケ・コを結んだ直線，サ・シを結んだ直線，ス・セ・ソを順次結んだ2直線，タ・チを結んだ直線，ツ・テ・ト・ナを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点

イ 廿日市市宮島町革籠崎

ウ 廿日市市宮島町聖崎

エ 広島市佐伯区津久根島の高

オ 広島市南区似島オオイカダ鼻

カ 広島市南区似島外方鼻

キ 江田島市江田島町鼻ぐり

ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界からキを見通す線と距岸300メートルの線との交点

ケ コから江田島市沖美町櫓石を見通す延長線と距岸300メートルの線との交点

コ 江田島市沖美町おちこみ石

サ 江田島市沖美町入鹿鼻

シ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻

ス 江田島市沖美町大黒神島鶴泊鼻

セ 江田島市大柿町長島南端

ソ 呉市倉橋町伝太郎鼻

タ 呉市倉橋町亀ヶ首北端

チ 呉市情島南端

ツ 呉市情島北端

テ ツから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町大浦崎南端から同市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す線との交点

ト ナから愛媛県大館場島北東端を見通す線と呉市音戸町大浦崎南端から同市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す線との交点

ナ 呉市広小坪町下猫崎

2 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オ・カを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町城岸鼻

イ 呉市倉橋町黒島西端

ウ 呉市倉橋町黒島南東端

エ 呉市倉橋町横島南端

オ エから呉市倉橋町白石（三ツ石）中央を見通す線とカから愛媛県津和地島北東端を見通す線との交点

カ 呉市倉橋町亀ヶ首南端

3 次のア・イ・ウ・エ・オ・カを順次結んだ5直線，キ・クを結んだ直線，ケ・コ・サ・シ・スを順次結んだ4直線，セ・ソを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域

- ア 呉市広小坪町下猫崎
- イ アから愛媛県大館場島北東端を見通す線とウから呉市倉橋町鈴鹿島北端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町下黒島南端
- エ 呉市下蒲刈町上黒島南端
- オ 呉市蒲刈町黒鼻
- カ 呉市豊浜町斎島西端
- キ 呉市豊浜町斎島東端
- ク 愛媛県岡村島観音崎
- ケ 呉市川尻町犬戻ケ鼻
- コ 呉市川尻町柏島南端
- サ コから呉市豊浜町豊島北端を見通す線と同市蒲刈町小松島東端から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線との交点
- シ 呉市蒲刈町小松島東端から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線とスから同市豊町鍋島西端を見通す線との交点
- ス 豊田郡大崎上島町七々見塚崎
- セ 豊田郡大崎上島町一貫目鼻
- ソ 愛媛県大三島稚子ケ鼻

4 廿日市市宮島町厳島，大竹市阿多田島（同市猪子島を含む。），同市白石（一ツ石），同市甲島，江田島市沖美町大黒神島，同町馬ヶ瀬，同市大柿町長島，呉市倉橋町黒島，同町横島，同町白石（三ツ石），同市情島，同市下蒲刈町下黒島，同町上黒島，同市豊浜町斎島の距岸500メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域並びに江田島市沖美町絵の島，同町大奈佐美島の距岸300メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに竹原市阿波島の距岸200メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし，1，2及び3の海域を除く。

別記3（別表第3・ごち網漁業のうち1そうローラーごち網漁業の項）

禁止期間	禁 止 区 域
7月16日から翌年3月31日まで	<p>1 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オを順次結んだ2直線，カ・キ・クを順次結んだ2直線，ク・ケを距岸300メートルで結んだ線，ケ・コを結んだ直線，サ・シを結んだ直線，ス・セ・ソ・アを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域。ただし，別記2（別表第2）4の海域を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 廿日市市宮島町革籠崎 ウ 廿日市市宮島町聖崎 エ 広島市佐伯区津久根島の高 オ 広島市南区似島オオイカダ鼻 カ 広島市南区似島外方鼻 キ 江田島市江田島町鼻ぐり ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界からキを見通す線と距岸300メートルの線との交点

	ケ コから江田島市沖美町檣石を見通す延長線と距岸300メートルの線との交点 コ 江田島市沖美町おちこみ石 サ 江田島市沖美町入鹿鼻 シ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻 ス 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻 セ 江田島市大柿町長島南端 ソ 大竹市阿多田島南端
3月1日から同月31日まで及び7月1日から10月31日まで	2 次のア・イ・ウ・エを順次結んだ3直線、オ・カ・キ・ク・ケを順次結んだ4直線、ケから244度30分の線及び最大高潮時海岸線並びに山口県と広島県との海区境界線とによって囲まれた広島県の海域。ただし、別記2（別表第2）4の海域を除く。 ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 大竹市阿多田島南端 ウ 江田島市大柿町長島南端 エ 呉市倉橋町伝太郎鼻 オ 呉市倉橋町大向鼻 カ オから山口県小柱島東鼻を見通す線とキから同県端島北端を見通す線との交点 キ 呉市倉橋町黒島南東端 ク 呉市倉橋町横島南端 ケ 呉市倉橋町白石(三ツ石)中央
3月1日から10月31日まで	3 次のア・イ・ウを順次結んだ2直線、エ・オを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域。ただし、別記2（別表第2）4の海域を除く。 ア 呉市倉橋町大向鼻 イ アから山口県小柱島東鼻を見通す線とウから同県端島北端を見通す線との交点 ウ 呉市倉橋町黒島南東端 エ 呉市倉橋町黒島西端 オ 呉市倉橋町城岸鼻

第3 小型まき網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうねり網(ずる網)	安芸地区 (別記のとおり)	7月1日から翌年3月31日まで	定めない	5トン未満	7	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一そうぐり網		9月1日から翌年4月30日まで			13	
二そうぐり網					2	
三枚網を使用する一そうねり網(ずる網)		1月1日から12月31日まで			24	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 許可の有効期間
令和3年9月1日から令和4年8月31日まで

4 条件

(1)一そうぐり網及び二そうぐり網

ア 網の長さ（浮子方）は450メートル以内、網丈は160メートル以内でなければならない。

イ 身網の網目は、9月1日から翌年3月31日までは8節以上、22節以下（1.5～4.3センチメートル）、4月1日から4月30日までは8節以上、16節以下（2.0～4.3センチメートル）でなければならない。

ウ 釣漁業の操業を妨げてはならない。

(2)一そうねり網（ずる網）

ア 身網の網目は、5節以上、10節以下（3.4～7.6センチメートル）でなければならない。

イ 沈子網に環を取りつけてはならない。

ウ 釣漁業の操業を妨げてはならない。

(3)三枚網を使用する一そうねり網（ずる網）

ア 身網の網目は、5節以上、10節以下（3.4～7.6センチメートル）でなければならない。

イ まきえ釣漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 5月1日から9月30日までの期間は、日没から日の出まで操業してはならない。

別記（操業区域・安芸地区）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長

線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

第4 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1)一枚建刺し網, 一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	安芸地区 (別記1のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	7	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区 (同上)	4月1日から11月30日まで			7	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一枚建狩刺し網	安芸地区 (同上)	7月1日から翌年3月31日まで			2	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

(2)安芸地区の三枚建刺し網(かき筏漁場)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
三枚建刺し網	操業区域5 (別記2のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	操業区域に係る漁業権者及び行使者が同意した者
	操業区域8 (同上)				1	
	操業区域15 (同上)				1	

(3)いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いそ建・も建網	操業区域5 (別記3のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	4	吉浦漁業協同組合に所属する組合員

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

(1)一枚建刺し網

(共通)

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

(安芸地区に限る。)

ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(備後地区に限る。)

ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。

エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

オ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。

カ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類を表の11の海域）を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9節（3.8センチメートル）より荒く、4寸（12.1センチメートル）より細かいもの	午後3時から午前0時まで（15時から24時まで）
4寸（12.1センチメートル）以上のもの	午前4時から午後0時まで（4時から12時まで）

(2)一枚建狩刺し網（安芸地区）

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下（2.7～3.4センチメートル）でなければならない。

イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(3)安芸地区の三枚建刺し網（かき筏漁場）

ア 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4節以上、7節以下（5.0～10.1センチメートル）でなければならない。

ウ 敷設する網数は1統とし、1統の網の長さは150メートル以内でなければならない。

(4)いそ建・も建網

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1（一枚建刺し網及び一枚建狩刺し網の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点

オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所

カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点

キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点

- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

別記2（安芸地区の三枚建刺し網（かき筏漁場）の操業区域）

操業区域5	区第22号，区第23号，区第24号のうち廿日市市御手洗川河口右岸角から155度30分の線より東側の区域
操業区域8	区第129号，区第130号，区第131号，区第132号の区域
操業区域15	区第203号，区第204号，区第205号，区第206号，区第225号の区域

別記3（いそ建網・も建網の操業区域）

操業区域5

次のアイを結んだ直線，イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線，ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし，共第190号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻（西端）

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートルの円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

第5 流し刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網	備後地区（別記のとおり）	4月20日から6月20日まで	定めない	定めない	1	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

- ア 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- イ 網目は、9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細くなければならない。
- ウ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- エ 網の長さは、600メートルを超えてはならない。
- オ 4月20日から6月15日の期間内に、つぼ網漁業を内容とする第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。
- カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

別記（操業区域・備後地区）

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第6 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	安芸地区 (別記のとおり)	1月1日 から 12月31 日まで	定めない	定めない	7	安芸地区に住所又は 漁業の根拠地を有す る者
	中部地区 (同上)				1	中部地区に住所又は 漁業の根拠地を有す る者
	備後地区 (同上)				6	備後地区に住所又は 漁業の根拠地を有す る者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

(備後地区に限る。)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

別記(操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸 250 メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界
- イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点
- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800 メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600 メートルの所
- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸 500 メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500 メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点

- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第7 かが

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉	操業区域 12（別記1のとおり）	4月1日から6月30日まで	定めない	定めない	1	浦島漁業協同組合に所属する組合員
あなご筒	安芸地区 （別記2のとおり）	5月1日から12月31日まで			3	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区 （同上）				3	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区 （同上）				5	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

(1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2) あなご筒

(共通)

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状及び規格

漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質

漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 水抜き穴

漏斗部よりも内側（中央部側）に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 持ち筒数

1隻につき60個以内でなければならない。

(安芸地区に限る。)

イ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

ウ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

エ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

(中部地区及び備後地区に限る。)

イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記1（操業区域）

操業区域12

次のアイを結んだ直線、イウを尾道市百島町の西側距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市百島町女男石鼻

イ アから尾道市浦崎町満越栈橋を見通す線上500メートルの点

ウ エから福山市内海町横島鳶ヶ巣山頂を見通す線上500メートルの点

エ 尾道市百島南端

別記2（あなご筒操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩

の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以

北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第8 まきえ釣

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	93	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

定めない

第9 船舶を使用する潜水器漁業

1 許可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格

船舶を使用する潜水器漁業	操業区域5 (別記のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	3	操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業に同意した個人
--------------	----------------	----------------	------	------	---	-----------------------------

2 許可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

操業区域5

- ア 2人を超える者が、潜水の業務を行ってはならない。
- イ 日没から日の出までは、操業してはならない。
- ウ 魚類は採捕してはならない。
- エ 共第352号、353号及び404号の共同漁業権漁場区域内においては、午後3時から午前9時までの間は操業してはならない。

別記（操業区域）

操業区域5

共第352号、353号、318号、320号、322号、325号、359号、394号、403号、404号、405号、406号及び407号の共同漁業権漁場区域内

ただし、共第352号及び共第318号については、次の区域に限る。

ア 共第352号

尾道市瀬戸田町名荷フェリー乗場跡の東端から尾道市因島重井町鬼岩港フェリー乗場跡の南端を結んだ線よりも南側の区域

イ 共第318号

次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた区域

(ア) 三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所

(イ) (ア)から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所

(ウ) 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根から瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所

(エ) 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根

第10 あわび漁業

1 許可すべき漁業者の数

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
------	------	------	------------	-------------

素潜りを含む いさりによる あわび漁業	海 域 1 (別記の とおり)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	39	1 令和2年12月1日より前から、 漁業の許可、漁業権又は入漁権のい ずれにも基づかない自由漁業によ り、適法にあわび漁業を営んでいた 個人漁業者 2 申請の操業区域の地区内に住所 又は漁業の根拠地を有する者
---------------------------	-----------------------	------------------------------	----	--

2 許可を申請すべき期間

令和3年7月16日から令和3年8月16日まで

3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付すものとする。ただし、エについては、申請者が漁業の許認可方針第3の3の表の関係漁業協同組合に所属する組合員である場合のみとする。

ア 規則第44条第1項第2号（船舶を使用する場合を含む。）、第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ あわびを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

別記（操業区域・海域1）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 同市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 同市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から

同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所